

平成25年4月22日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

第4次上越市行政改革推進計画の取組項目

「木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し」に関し

将来的な行政組織の再構築に向けた総合事務所の在り方について 1～7

総務管理部
防災危機管理部
自治・市民環境部

所管委員会	総務常任委員会
提出課	人事課 防災危機管理課 自治・地域振興課

将来的な行政組織の再構築に向けた総合事務所の在り方について

1 産業建設グループ業務集約後の職員配置状況等について

(1) 産業建設グループ業務における職員配置状況

区 分	産業建設グループ関係の職員数			(参考)所属全体の職員数		
	H25.1.1 現在(ア)	H25.4.1 現在(イ)	差引 (イーア)	H25.1.1 現在(ウ)	H25.4.1 現在(エ)	差引 (エーウ)
①浦川原区集約グループ	29	27	△ 2	85	83	△ 2
浦川原区総合事務所	11	21	10	31	41	10
安塚区総合事務所	9	3	△ 6	28	22	△ 6
大島区総合事務所	9	3	△ 6	26	20	△ 6
②柿崎区集約グループ	34	31	△ 3	109	104	△ 5
柿崎区総合事務所	13	25	12	42	53	11
大湊区総合事務所	12	3	△ 9	38	28	△ 10
吉川区総合事務所	9	3	△ 6	29	23	△ 6
③板倉区集約グループ	39	37	△ 2	113	111	△ 2
板倉区総合事務所	10	28	18	32	50	18
牧区総合事務所	11	3	△ 8	28	20	△ 8
中郷区総合事務所	7	3	△ 4	25	21	△ 4
清里区総合事務所	11	3	△ 8	28	20	△ 8
④木田庁舎集約グループ	28	24	△ 4	180	176	△ 4
頸城区総合事務所	10	3	△ 7	38	31	△ 7
三和区総合事務所	8	3	△ 5	31	25	△ 6
名立区総合事務所	10	3	△ 7	26	20	△ 6
産業観光部観光振興課	0	2	2	14	16	2
農林水産部農業政策課	0	1	1	10	11	1
農林水産部農業振興課	0	3	3	13	16	3
農林水産部農林水産整備課	0	2	2	17	19	2
都市整備部道路課・雪対策室	0	3	3	31	34	3
自治・市民環境部連携調整室	0	4	4	0	4	4
合 計	130	119	△ 11	487	474	△ 13
(参考)総合事務所 計	130	104	△ 26	402	374	△ 28

(2) 職員配置の考え方

- 産業建設グループ業務集約先の総合事務所の所長に部長級職員を配置し、関係総合事務所全体の組織対応力を強化する要とした。
- 総合事務所の次長及び総務・地域振興グループ長を専任化するなど地域振興の推進体制も充実を図った。
- 産業建設グループ業務は、集約先の総合事務所に産業グループと建設グループを設け、これまでの担当職員を主体に人員を配置し、機動力と専門性を強化した。
- 集約先以外の総合事務所においては、当該業務の受付等を行う要員（3人）を確保し、市民サービスに当たる。
- 頸城区、三和区及び名立区の産業建設グループ業務をそれぞれの担当課へ集約し、各区担当の職員を配置したほか、自治・地域振興課内に「連携調整室」を新設し、木田庁舎集約の3区の状況に精通した職員を配置した。

(3) 総合事務所勤務職員の区出身又は区内居住の割合

区 分	職員数 ア	出身又は 居住者数 イ	割合 イ/ア	グループ内の	割合 ウ/ア
				出身又は 居住者数 ウ	
① 浦川原区集約グループ					
浦川原区総合事務所	41	12	29.3%	21	51.2%
安塚区総合事務所	22	7	31.8%	17	77.3%
大島区総合事務所	20	9	45.0%	14	70.0%
② 柿崎区集約グループ					
柿崎区総合事務所	53	14	26.4%	33	62.3%
大潟区総合事務所	28	7	25.0%	15	53.6%
吉川区総合事務所	23	11	47.8%	16	69.6%
③ 板倉区集約グループ					
板倉区総合事務所	50	17	34.0%	36	72.0%
牧区総合事務所	20	6	30.0%	10	50.0%
中郷区総合事務所	21	11	52.4%	16	76.2%
清里区総合事務所	20	6	30.0%	13	65.0%
④ 木田庁舎集約グループ					
頸城区総合事務所	31	10	32.3%		
三和区総合事務所	25	6	24.0%		
名立区総合事務所	20	7	35.0%		
合 計	374	123	32.9%		

2 産業建設グループ業務集約に伴う事務分掌の見直しについて

(1) 上越市行政組織規則における主な変更点

- 総合事務所の事務分掌について、各グループにおける「所管区域」と「担当区域」を整理

上越市行政組織規則別表第4備考で整理した内容

「所管区域」

地方自治法第202条の4第1項の規定により地域自治区の事務所に分掌される事務に関する上越市地域自治区の設置に関する条例（平成20年上越市条例第1号）第3条に規定する総合事務所及びまちづくりセンターの所管区域をいう。

「担当区域」

上記の事務以外の事務に関して総合事務所が担当する区域で、浦川原区総合事務所産業グループ及び建設グループの事務分掌にあつては安塚区、浦川原区及び大島区の区域を、柿崎区総合事務所産業グループ及び建設グループの事務分掌にあつては柿崎区、大潟区及び吉川区の区域を、板倉区総合事務所産業グループ及び建設グループの事務分掌にあつては牧区、中郷区、板倉区及び清里区の区域を、その他のグループの事務分掌にあつては当該グループの属する総合事務所が置かれる地域自治区の区域をいう。

- 集約先以外の総合事務所が取り扱う産業、建設グループ業務を、それぞれの事務に係る「相談の受付、書類の受理その他の事務に関すること」とし、総務・地域振興グループの事務分掌として規定

例) 「道路及び橋りょう等」の業務に関する事務分掌

改正前	(産業建設グループ) 1 所管区域内の道路及び橋りょう等に関すること。
改正後	(総務・地域振興グループ) 10 担当区域内の道路及び橋りょう等に係る相談の受付、書類の受理その他の事務（以下「受付等」という。）に関すること。

- 集約先の総合事務所の産業、建設グループの各班の事務分掌に、それぞれ「所管する事務に係る担当区域内の他の総合事務所との連携調整に関すること。」を加える。

- 産業、建設グループ業務を担う木田庁舎各課の係の事務分掌に、それぞれ「所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区(※)総合事務所との連携調整に関すること。」を加える。

※3区：頸城区、三和区及び名立区

3 連携調整室（自治・市民環境部 自治・地域振興課）の役割等について

(1) 連携調整室の役割

○ 木田庁舎と総合事務所間の連携調整

- ・ 総合事務所及び連携調整室で受け付けた案件の進捗管理

【具体的な管理方法】

総合事務所へ問合せや相談のあった事項及び受理した書類等の情報を受付管理システムにより共有し、処理状況も書き加えていく中で、漏れや遅延のないよう管理している。

- ・ 各総合事務所の課題への対応の進捗管理など

【具体的な管理方法】

各区の懸案事項及び独自の取組などを管理表にまとめ、それぞれの対応状況を管理し、必要な支援・調整を行う。

○ 広域的な地域振興策の調整

- ・ 集約グループ間等における具体的な施策の企画・立案を誘導し、必要な支援・調整を行う。

○ 業務集約による効果、課題等の検証及び改善

- ・ 検証の項目、手法等の決定及び検証の実施

【具体的な検証の進め方】

行政内部の検証 … 各総合事務所の次長と木田庁舎担当部局の主管課長が毎月1回の定例会議を開催する。

市民の意見収集 … 13区の地域協議会や町内会長協議会において意見をお聴きし、必要な検証を行う。

- ・ 改善方法の検討・決定及び改善の実施 など

苦情等があった場合は、速やかに課題を整理し、直ちに改善することを基本とする。

(2) この間の総合事務所と木田庁舎における取組の成果等

○ 窓口事務のスムーズな処理

- ・ 文書等の受付から処理までを一括管理する 13 区共有の受付管理システムを構築。市民からの申請、届出などの迅速かつ確実な処理を行っている。

○ 職員による地域情報収集の取組

- ・ 集約先の総合事務所職員と現地の総合事務所職員による管内巡回や学習会を実施している。
- ・ 安全安心パトロールなどの際に、新規に配属された職員を同行させ、地域情報の習得に努めている。

○ 地域への情報提供

- ・ 産業建設関係受付窓口及び集約先の総合事務所の各区担当職員等の情報を、様々な機会をとらえ市民に提供している。(地域協議会だよりやまちづくり団体等の広報紙、町内会長協議会や地域協議会の会合時など)
- ・ 職員による町内会長や各種団体への訪問活動や各種会合への出席を通じ、市民との接点を積極的に作り出している。

○ 災害対応における総合事務所間及び木田庁舎との連携

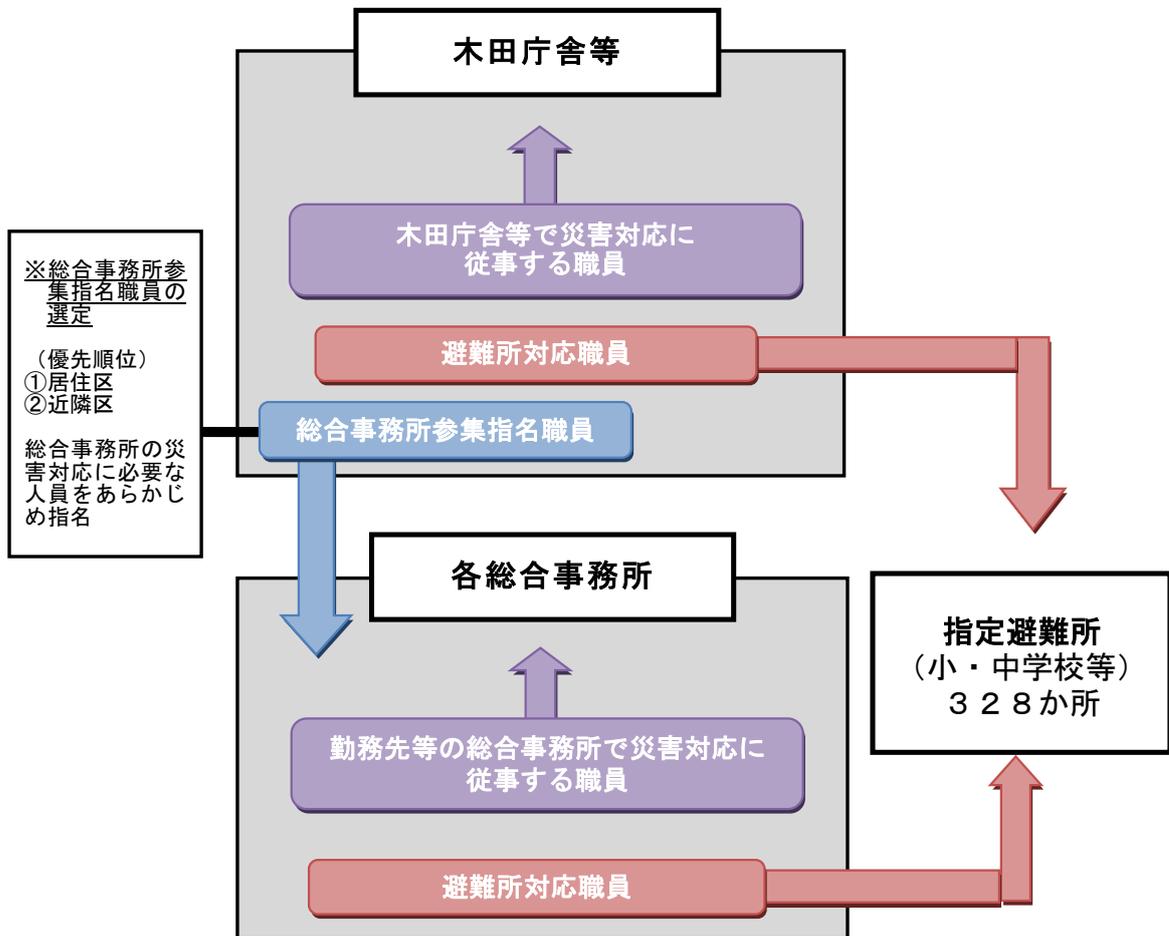
- ・ 災害発生時の初動巡回図を作成。点検箇所や巡回経路を明示したものであり、効率よくパトロールを実施できた。
- ・ 初動巡回図に、今後の日常業務や災害対応の中で得た成果を適宜書き加え更新するなど、業務に必要な情報や経験則を組織的にストックし、継承していく。
- ・ 集約グループ単位で、災害発生時の夜間・休日の動員当番表を作成。状況に応じた集約先の総合事務所からの派遣体制を取っている。(年間計画を作成中)
※上記の対応は、4月6日から8日の暴風警報時における実働により、その効果を検証した。また、4月15日の庁議において、その成果と今後の更なる取組等を全庁で共有した。

○ その他業務推進上の連携

- ・ 融雪による地滑り等の災害発生時には、集約先の総合事務所の技術職と区の担当職員がチームを組み、現場確認を行っている。
- ・ 集約先の総合事務所への技術職の集約によって、技術職の関わりが必要な業務について、グループ間における業務量の平準化が図られている。

4 産業建設グループ業務集約後の災害対応体制について

(1) 災害発生時における行動体系



(2) 災害発生時における情報等の流れ

